

歴史と文化の環境税活用事業
令和7年度 史跡地周辺ライトアップ事業
「ライトアップ in 令和の都だざいふ」仕様書

1 コンセプト・主旨

古くから市民に親しまれる名刹「觀世音寺」と「戒壇院」に光を投じることで、非日常の幽玄なる情景を演出し、両院が湛える『歴史』と『情緒』を市民又は来訪者等に感じてもらう。ひいては「歴史と文化のまち」としての太宰府を市内外に広くPRし、郷土愛の醸成や観光意欲の惹起を図る。

2 実施概要

- (1) 日程：令和7年12月31日(水)
- (2) 時間：午後5時頃～翌朝3時頃
- (3) 場所：觀世音寺（太宰府市觀世音寺5-6-1）戒壇院（同5-7-10）

3 委託内容

- ① 照明の設置及び撤去〈12月28日（日）～29日（月）設置〉
 - ・觀世音寺：講堂、参道、境内、金堂、天智院、仏像等
 - ・戒壇院：参道、総門等
 - ・觀世音寺・戒壇院間の側道
 - ・觀世音寺（5箇所）、戒壇院（1箇所）の解説板⇒文字が見える程度
- ※市所有の中型LEDライト30基、大型LEDライト4基、灯籠12基を使用すること。引き渡し後から返却までの間、本市提供のライトの管理業務を行うこと。
- ※職員の立会いは12月30日（火）午後6時頃からの試験点灯時。
- ② 操作員の配置
 - ライトアップ実施中の照明機材の調節等
- ③ 警備員の配置
 - 觀世音寺・戒壇院の入口及び境内の警備、交通整理
- ④ 本部テント設置及び撤去
- ⑤ 看板・ポスターの製作・設置及び撤去（デザイン含む）
 - ・事業告知看板：当日の事業告知用。①觀世音寺参道入口に1基。②戒壇院参道入口に1基。③関谷交差点から五条交差点にかけて誘導看板を4基。④進入不可看板1基。現地確認の上、距離等の明示のこと。①②③のデザインは基本的に同様で可。
 - ・歴文税看板：歴文税事業である旨を掲出。本部テント付近に設置。
 - ・ポスター：200枚（A3サイズ）
 - ・チラシ：2,000枚（A4サイズ・ポスターと同デザイン）
 - ・デザイン、内容は市と協議のうえ作成すること。
- ⑥ 来場者数のカウント

備考・注意事項

- 1 火気は使用しない。
- 2 電源は発電機を使用する。その他既存の電源からの使用は管理者等と協議の上行う。
- 3 柱や壁などに釘を打たない（傷つけない）。仏像等の文化財の取り扱いについては特に留意する。
- 4 観世音寺・戒壇院に事前に挨拶に行く
- 5 受託者は、この契約による事務を処理するための保有個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別記

保有個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、委託者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第2 受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることができないよう、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることができないようにしなければならない。

(作業場所等の特定)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(持出しの禁止)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、委託者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

(複写又は複製等の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受託者は委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならぬ。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読み取り防止措置

二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか

三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保

四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第13 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、委託者に書面で報告する。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。

3 受託者は、第1項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。

(調査)

第15 委託者は、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、隨時実地の調査等をすることができるものとする。

(指示及び報告)

第16 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告告しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の取扱状況を記録し、委託者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報等の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。